

内 資 経

平成30年11月6日

各施設所管課長 様

資産経営課長

施設評価調書の作成について（依頼）

このことについて、平成26年5月に策定した「前橋市市有資産活用基本方針」において、「将来を見据えた市有施設のあり方を具体的に検討するため、施設の最適活用をはじめ、機能重複施設の移転集約、用途変更、統廃合などの方向性を整理していく」こととしております。その基礎的な資料として、「前橋市公共施設白書」を平成25年7月に策定しましたが、策定から5年が経過し、施設を取り巻く状況等も変化していることを踏まえ、今年度改訂を行うことを予定しています。

つきましては、各施設の課題や将来の公共施設のあり方を考えるために必要となる、各施設の情報について、下記のとおり施設評価調書を作成し報告くださいますようお願いいたします。

（資産活用推進室）

記

1 対象所属（対象施設）

40所属（433施設）

※ 平成30年4月1日現在、市、教育委員会及び水道局が所管している市有施設

※ 別添「調査対象施設シート」参照

※ 原則として、床面積100㎡以下の小規模施設及び作業場、倉庫などは対象から除きます。

2 対象年度

平成25年度から平成29年度まで

3 施設評価調書の作成

(1) 入力シート

別添「H30_施設評価調書」の「情報集約シート」

(2) 入力方法

別添「施設評価調書作成要領」に基づき入力してください。

4 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

平成30年11月26日（月）

※ 子育て施設課（保育所）、農村整備課（処理施設）、建築住宅課（市営住宅）、教育施設課（小中学校）及び生涯学習課（公民館）については、対象施設が多いため、詳細は別途連絡します。

(2) 提出方法

全庁揭示版／照会回答DBに調書を保存

※ 提出後に修正する場合は、資産経営課担当に連絡し、差替えてください。

5 公共施設白書改訂スケジュール

平成30年11月 施設評価調書の施設所管課作成

12月

平成31年1月 } 所管課ヒアリングを通じた公共施設白書改訂案の整理

2月 資産利活用推進委員会にて公共施設白書改訂版決定、公表

6 その他

(1) 各所管施設に関する内部検討資料等がありましたら参考提出してください。

(2) 今回提出いただく施設評価調書を参考に、資産経営課にて公共施設白書改訂案を作成します。なお、作成に当たっては、個別ヒアリングを通じて所管課の意見も踏まえて整理します。

本依頼に関して、不明な点は担当までお問い合わせください。

【担当】

資産活用推進室

堤・碓田（内3654）